

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

処分規程

(目的)

第1条 本規程は、コンプライアンス・倫理規程第6条に定める懲戒処分の種類及び方法等について、その細則を規定する。

(適用範囲)

第2条 本規程の対象者は、連盟又は連盟加盟団体の役員、委員及び職員(以下「役職員」という。)並びに連盟に登録した競技者、スタッフ及び審判員(以下「登録者」という。)

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定した者が行うコンプライアンス・倫理規程第5条のいずれかに該当する行為をいう。

(違反行為に対する処分の種類・内容)

第4条 連盟は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役職員

ア 口頭による注意を行い戒める(戒告)。

イ 口頭及び文書による注意を行い、始末書を提出させ、戒める(譴責)。

ウ 一定期間、一定割合の報酬を減額する(減給—有給の場合)。

エ 下位の役職へ移行させる(降格)。

オ 理事会において懲戒免職の決議をし、速やかに正会員総会を招集して解任請求を行う(懲戒免職)。

(2) 登録者

ア 口頭による注意を行い戒める(戒告)。

イ 口頭及び文書による注意を行い、始末書を提出させ、戒める(譴責)。

ウ 連盟主催の競技会・合宿への出場や立ち入り禁止・制限する(出場・立入制限)。

エ 連盟の登録者としての資格を停止する(登録資格の停止)。

・一定期間の登録資格停止

・無期の登録資格停止

オ 登録資格剥奪:永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。

(処分の原則)

第5条 連盟は、処分に際しては、これを中立、公正かつ迅速に行う。

(刑事裁判等との関係)

第6条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の連盟以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、連盟は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。本規程による処分は、当該違反者が、同一又は関連の違反行為に関し、重ねて連盟以外の処分を受けることを妨げない。

(上部団体等による処分との関係)

第 6 条の 2 本規程が適用される者が、連盟が加盟する団体により処分を受けた場合、連盟は、第 9 条の規定にかかわらず第 4 条に規定する処分のいずれかを科すことができる。

(違反者の処分の解除)

第 7 条 本規程のより処分を受けたものは、処分開始日から 1 年以上を経過した後に、以下の手続きにより、処分の解除を申請することができる。なお、無期限の処分の場合は 5 年以上を経過した後とする。

(1) 処分を受けたものは、連盟事務局に対し処分解除申請書及び反省または嘆願の書面を提出する。

(2) 連盟事務局は、コンプライアンス・倫理委員会に前号の書類一式を回付する。

(3) コンプライアンス・倫理委員会は、処分解除申請者を聴聞のうえ、解除相当と判断した場合、その旨を理事会に上程する。

(4) 理事会の決議を経て処分解除を決定する。

(通報相談窓口の設置)

第 8 条 連盟は、本規程第 2 条に規定するものによる違反行為の通報相談を受付けるため、通報相談窓口を設置する。

2 通報相談窓口については、通報相談処理規程による。

(処分の決定)

第 9 条 本規程の第 2 条に規定するものが第 3 条に反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、コンプライアンス・倫理委員会は調査し、処分を決定する。決定内容については理事会へ書面で通知し、理事会の決議を得る。

2 前項の書面には次の事項を含むものとする。

(1) 審査対象者

(2) 処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)

(3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実

(4) 処分の手続の経過

(5) 処分の理由

(6) 処分の年月日

(7) 審査対象者が本協会の登録者であって、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる

(処分に対する不服申立)

第 10 条 連盟の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁の申立を行うことができる。

2 連盟は、前項の申し立てをしたことを理由として、第1項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取り扱いをしてはならない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、2022 年 6 月 1 日より施行する。